

# 第1章 計画策定にあたって

## I 計画策定の背景

平成28年10月1日現在の日本の65歳以上の高齢者人口は、約3,459万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は、27.3%となり、今までに経験したことのない超高齢社会となっています。

また、今後も高齢者人口は増加し、平成54(2042)年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇すると推計されています。（平成29年内閣府高齢者白書から引用）

本町の高齢者人口も年々増加し、平成29年10月1日現在12,521人、高齢化率24.8%となっており、全国平均を下回るものの、高齢化が進んでいます。

高齢者数の増加はひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加につながるものであり、高齢者が安心して健康で暮らせる環境づくりのために、高齢者福祉施策をさらに充実させていくとともに、新たな課題やニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを引き続き進めることとしています。地域包括ケアシステムは、「生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」と定義されます。

本町においても、この方向性に沿い、認知症高齢者をはじめとした生活支援が必要な方を地域全体で見守る体制の構築や、単身・重度の要介護者等が安心して生活していくための支援等をさらに進めていく必要があります。

このような背景のもと、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、平成30年度から平成32年度を期間とする第7期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

## Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする第 5 次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、平成 27 年度に策定した「東浦町地域福祉計画」は東浦町の地域福祉を包括的に定める計画であり、他の分野別計画と連携を図るもので、高齢者福祉計画の上位計画にもなります。

なお、介護保険法第 117 条の規定に基づき市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部 3 市 1 町（東海市、大府市、知多市及び本町）で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。



